

山梨県公報

第二千五十七号

平成二十二年

七月十二日

月 曜 日

目 次

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	四三一
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………	四三二
山梨県市町村職員共済組合の決算の公表……………	四三二
土地改良区連合役員の退任及び就任……………	四三四
開発行為に関する工事の完了について(二件)……………	四三四
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	四三四
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出(二件)……………	四三五
教育委員会……………	四三五
落札者の決定について(二件)……………	四三五

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 山梨ツキノワグマレスキュー
- 2 代表者の氏名 清水邦彦
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市高根町清里三千五百四十五番地六千三百三十六
- 4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県におけるツキノワグマと県民との共存を図る為に、ツキノワグマと県民との接触を防止するための啓蒙・指導活動や、絶滅が危惧される県内のツキノワグマの駆除・誤捕獲を極力防止し、捕獲・放獣等を行うことにより県民とツキノワグマ双方の平和的共存を目指す事を目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年六月三十日から同年八月二十九日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月三十日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 フードバンク山梨
 - 2 代表者の氏名 米山恵子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市桃園三百八十五番地六
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、市場に出すことができなくても、消費するには十分に安全な規格外食品を企業や農家等から提供してもらい、必要としている福祉施設などに届けるフードバンクシステムを構築するとともに、社会の食品ロスの削減に向けた意識の醸成を図り、食品が無駄なく消費され、だれもが食を分かちあえる心豊かな社会を創ることを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十二年七月一日から同年八月三十一日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 みんなの楽校あつぷる

2 代表者の氏名 角田恵

3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市御坂町二之宮五百三十四番地三

4 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親とその家族、妊婦や将来親になる者、または子育て支援者に対して、育児支援、家庭教育支援に関する事業を行い、安心して子供を生育てられる環境作りに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年七月一日から同年八月三十一日まで

● 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表

山梨県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり通知があった。

平成二十二年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第二十二条第三項の規定により、山梨県市町村職員共済組合の平成二十一年度の決算を次のとおり公表する。

山梨県市町村職員共済組合

理事長 高 村 忠 久

平成二十二年七月一日

山梨県市町村職員共済組合公告

山梨県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成21年度決算の要旨を公告する。

平成22年 7月 1日
山梨県市町村職員共済組合
理事長 高村 忠久

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
負担金	2,406,215	9,146,376		101,307	119,924				
介護分	196,980								
掛金	2,420,284	4,884,902			117,244				
取 介護分	205,225								
施設収入・商品売上						294,261			
利息及び配当金	1,308		272,468	761	1,610	4,693	435,106	6	1
介護利息	8								
入 その他収入	338,362			40,316	47,258	198	1,545	310,992	317
他経理から繰入金				18,721		1,150			
前年度繰越支払準備金	421,632								
計	5,990,014	14,031,278	272,468	161,105	286,036	300,302	436,651	310,998	318
給付金	2,896,175								
支 役職員給与				90,407	34,444	8,440	30,396	13,099	
旅費・事務費				5,755	3,503	1,262	1,093	782	
商品仕入							5,869		
飲食材料費							53,477		
委託費				1,468	4,913	107,125	52	52	
支払利息			272,468				288,817	265,720	317
連合会払込金	86,094							21,634	
連合会拠出金	253,211								
老人保健拠出金	59								
退職者給付拠出金	201,598								
前期高齢者納付金	1,026,608								
後期高齢者支援金	969,083								
病床転換支援金	789								
介護納付金	400,875								
他経理へ繰入金	18,721				1,150				
その他支出	3,355	14,031,278		69,213	252,744	149,440	7,612	15,213	
次年度繰越支払準備金	444,266								
計	6,300,834	14,031,278	272,468	166,843	296,754	325,613	327,970	316,500	317
差引当期利益金		0	0	△ 5,738	△ 10,718	△ 25,311	108,681	△ 5,502	1
差引当期短期利益金	△ 311,817								
差引当期介護利益金	997								
年度末支払準備金	444,266								

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
資産 流動資産	1,103,431	333	106,784	201,551	357,144	824,290	2,718,040	105,208	1
固定資産			10,948,123	2,371	126	1,489,922	24,120,404	10,895,979	19,896
資産合計	1,103,431	333	11,054,907	203,922	357,270	2,314,212	26,838,444	11,001,187	19,897
負債 流動負債	236,320	333		780	108,889	30,570	25,037,696	75	
固定負債	444,266		11,054,907	85,301	32,552	20,725	29,281	10,916,755	19,896
負債合計	680,586	333	11,054,907	86,081	141,441	51,295	25,066,977	10,916,830	19,896
資本 資本剰余金						1,372,252			
利益剰余金	422,845			117,841	215,829	890,665	1,771,467	84,357	1
資本合計	422,845	0	0	117,841	215,829	2,262,917	1,771,467	84,357	1
負債・資本合計	1,103,431	333	11,054,907	203,922	357,270	2,314,212	26,838,444	11,001,187	19,897

● 土地改良区連合役員の変更及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成二十二年七月十二日

山梨県知事 横内 正明

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	新津 森次	南アルプス市落合八五五番地	平成二十二年六月三日
同	五味 喜文	同 藤田一六四九 二番地	平成二十二年六月二十日

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	塩沢 隆紀	南アルプス市湯沢二三番地	平成二十二年六月四日
同	齊藤 秀明	同 鏡中條一〇〇八番地	平成二十二年六月二十一日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十二年七月十二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 甲州市勝沼町山字五拾坊一四〇四の一、一四〇五の一、一四〇七の一、一四〇七の三、一四〇七の五、一四〇九の一、一四〇九の二、一四〇九の五、一四〇九の八、一四〇九の九及び一四二三の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲州市勝沼町山千四百五番地の一 社会福祉法人山の都福祉会 理事長 逸村 一徳

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十二年七月十二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 韮崎市神山町鍋山字上小路一八〇六の一、一八〇七の一、一八〇七の三、一八一の一、一八二八、一八三〇の一、一八五四の一、一八五四の五、一八五四の六、一八五四の七、一八五四の八、道及び水の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市長 横内 公明

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十二年七月十二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中央市高部字地蔵田七五八の一、七五八の三、七五八の四の一部、七五九の二及び水並びに字上河原八一七の一、八一七の四、八三三の四、八三五の三、八三八の四、八四〇の三、八四一の一、八六二の二、八六三の二、八八〇の三、八八一の二の一部、八八四の三、八八五の二、八八五の三、八九六の二、八九六の三、八九八の二、九〇〇の二、九〇一の二、道及び水並びに字東河原一一七の五、一一七の七の一部、一一三二の一、一一三三の三、一一三四の一、一一三四の四、一一三四の五、一一三四の六、一一三五の四、一一三五の五、一一三五の六、一一四〇の三、一一四〇の四、一一四五の四、一一六〇の三、一一六〇の四、一一六三の一、一一六三の三、一一六三の四、一一六四の一、一一六四の三、一一六六の四、一一六六の五、一一六九の三、一一七〇の三、一一七〇の四、一一七一の三、一一七八の三、一一八八の四、一一八八の五、一一〇一の二、一一〇三の二、一一〇四の二、一一〇五の二、一一〇七の二、一一一六の二、一一一八の三、一一一八の四、一一一九の二、一一一九の三、一一二一の一、一一二二の二、一一二二の四、一一二二の五、一一二二の二の一部、一一二二の四、道及び水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中央市臼井阿原三百一番地の一 中央市長 田中 久雄

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士吉田市雨坪土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。

平成二十二年七月十二日

一 退任

山梨県知事 横内 正 明

氏名	住 所
羽田 正和	富士吉田市小明見百十九番地

二 就任

氏名	住 所
羽田 義明	富士吉田市小明見三千七百八十九番地

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士吉田市中丸土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。

平成二十二年七月十二日

山梨県知事 横内 正 明

氏名	住 所
----	-----

古屋 昌友	富士吉田市小明見千四百七十八番地
廣瀬 俊秀	富士吉田市小明見百三十一番地
三浦 憲二	富士吉田市小明見千四百七十番地
太田 一男	富士吉田市小明見千七百四十四番地
羽田 岩雄	富士吉田市小明見千七百五十一番地
太田 一久	富士吉田市小明見千七百五十八番地

教育委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年七月十二日

山梨県総合教育センター所長 三 井 誠

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県教育情報ネットワークシステム保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総合教育センター 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六

三 落札者を決定した日

平成二十二年六月十五日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社サンテレコム 山梨県甲府市中央二丁目十三番二号

五 落札金額

五千三百三十万円

六 契約の相手方を決定した手続

指名競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十二年五月六日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年七月十二日

山梨県総合教育センター所長 三井 誠

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
情報処理技術者業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県総合教育センター 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六
- 三 落札者を決定した日
平成二十二年六月十五日
- 四 落札者の氏名及び住所
日本システムウエア株式会社 東京都渋谷区桜丘町三十一番十一号
- 五 落札金額
三千八百八十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
指名競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十二年五月六日